

# 笑顔 ~Smile~

令和5年3月14日

草津町立草津中学校 保健室



## 「インフルエンザ」に注意！

草津小学校ではインフルエンザによる学年閉鎖をしている学年が複数あり、地域でインフルエンザが流行しています。現在、草津中学校ではインフルエンザと診断された生徒はいませんが、今後も引き続き、感染予防をしていきましょう。特に、家でも健康観察を念入りに行い、発熱や体調が悪い時には、学校を休むようにしてください。

### インフルエンザウイルスの性質

□人に感染させる期間は、発熱の1日前から、発熱後3日目をピークに7日目頃まで

□感染してから発症するまでの期間（潜伏期間）は、2～5日（平均2日）

□感染経路は、飛沫感染・接触感染

### 主な症状

□突然の発熱（38℃以上の高熱のことが多い）

□頭痛

□悪寒

□筋肉痛・関節痛

□だるさ

□咳、のどの痛み、鼻水

□時々、消化器症状（嘔吐・下痢・腹痛）など



発熱後、すぐに検査をしても、判定されない場合があります。

発症翌日が最も判定されやすいタイミングといわれます。

同居のご家族がインフルエンザと診断された場合、生徒本人の体調が悪くなければ登校可能です。その際は、ご家庭での健康観察及び感染対策に十分努めてください。

### 予防方法

□マスクの着用

□手洗い、手指消毒

□密集・密接を避ける

□換気

□インフルエンザ予防接種

□日ごろから抵抗力を高める（睡眠・食事・運動）



インフルエンザの治療薬を発症後48時間以内に使用すると、症状が改善されることが多いです。しかし、ウイルス自体は体内に残り、感染力はあるため、発症日を0日として、5日間を経過するまでは、出席停止となります。

もしインフルエンザになった場合

治って登校する際は「療養報告書」(保護者記入)を提出してください

\*「療養報告書」は裏面、または学校のホームページにも掲載されていますのでダウンロードして使用してください

保護者 様

インフルエンザによる出席停止の通知書

草津町立草津中学校

校長 山野 悟

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第19条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

＜インフルエンザの出席停止期間の基準＞  
「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。（なお、医師の診断により5日を経過せず登校が可能となった場合は、治癒証明書の提出が必要となります。）

.....

保護者が記入

学校長 様

インフルエンザにおける療養報告書

年 組 氏名 \_\_\_\_\_

- 1 診断を受けた医療機関： \_\_\_\_\_
- 2 診断日：令和 年 月 日（診断型：A型 B型 不明） ※いずれかに○をつけてください。
- 3 登校再開日：令和 年 月 日

（登校再開には下記の出席停止期間の基準1と2の両方を満たす必要があります。）

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。 ⇒ <b>発症日</b> ： 月 日
2	解熱した日を0日とし、翌日から数えて2日（幼児にあっては3日）を経過している。 ⇒ <b>解熱した日</b> ： 月 日

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日 保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印